



**介護 みんなで支える介護保険 No131**

問 保健福祉課 介護保険係  
☎476-1111(136)

◆地域包括支援センターについて②

≪地域包括支援センターの役割≫

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支え、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援します。業務としては、総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントなどがあります。今回は『介護予防ケアマネジメント』についてご紹介します。

介護予防  
ケアマネジメント



○要介護認定で『要支援1』『要支援2』と判定された人は、介護保険の『介護予防サービス』を利用することができます。地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが自分らしく自立した生活ができるように『介護予防ケアプラン』を作成します。

○要介護認定で『非該当』と判定された人は、市区町村が行っている介護予防プログラムを受けることができます。

○市区町村が行う生活機能評価（基本チェックリスト）の結果に基づいて介護予防を目的とした事業（運動機能向上等）をご案内いたします。

【連絡先】大崎町地域包括支援センター  
（役場保健センター内）  
TEL：099-471-7828

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,795人	平成25年8月末日 現在
要介護（支援）認定者		955人	
給付実績	在宅介護サービス費	40,441,122円	平成25年7月の 給付実績
	施設介護サービス費	55,456,335円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	30,864,804円	
	介護サービス費 合計	126,762,261円	

◆介護手当て給付事業についてのご案内【社会福祉係】

在宅のねたきり老人および重度障がい者を介護している家族に対し、『在宅ねたきり老人等介護手当て』を支給するサービスです。

【申請手続き】

申請書は役場保健福祉課または野方支所に準備してあります。

【対象者】

町内に1年以上居住し、要介護4または要介護5の認定を受けた高齢者または重度の障がいのある方を現に在宅にて介護している家族。

【内容】

月額5,000円を支給します。



【お問い合わせ先】 保健福祉課社会福祉係 TEL：099-476-1111（内線143）